

## 指名報酬委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置する「指名報酬委員会」の運営に必要な事項を定める。

### (構成)

- 第2条 1. 指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役(以下、「委員」という。)で構成する。なお、取締役(監査等委員)を選定する場合は、監査等委員の協議を要する。
2. 指名報酬委員会は、委員5名で構成し、代表取締役2名・独立社外取締役(監査等委員を除く。)2名および独立社外取締役(監査等委員)1名とする。
3. この規程における「独立社外取締役」とは、当行の社外取締役のうち、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出をされているものをいう。
4. 指名報酬委員会の委員長は、指名報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員(監査等委員を除く。)の中から選定する。

### (委員長の役割)

第3条 委員長は、指名報酬委員会における委員の活発かつ建設的な意見の表明を促し、必要に応じて、経営陣との連絡・調整、社外取締役間の情報共有・意見調整、監査等委員会との連携等を実施することにより、指名報酬委員会の効果的・効率的な運営に努める。

### (開催)

- 第4条 1. 指名報酬委員会は、予め定める年間スケジュールによるほか、必要に応じて随時開催する。
2. 指名報酬委員会は、本店において開催する。ただし、必要がある場合は、他の場所で開催することができる。

### (招集)

第5条 指名報酬委員会は、原則として委員長が招集する。ただし、他の委員も必要に応じて招集することができる。

### (招集通知)

- 第6条 1. 指名報酬委員会の招集通知は、各委員に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。
2. 委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、指名報酬委員会を開催することができる。

(議題)

第7条 指名報酬委員会の議題は、事前に各委員に通知するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(議長)

第8条 指名報酬委員会の議長は、委員長がこれに当る。委員長に事故あるときは、指名報酬委員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の委員が臨時にこれを代行する。

(決議)

第9条 1. 指名報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員会内の意見については、両論併記の上、取締役会へ報告する。

2. 前項の決議につき、特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。この場合、その委員の議決権は、出席した委員の議決権の数に算入しない。

(役割・責務)

第10条 1. 指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行う。

(1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項

(2) 代表取締役の選定・解職に関する事項

(3) 役付取締役の選定・解職に関する事項

(4) 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等に関する事項

(5) 取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項

(6) 後継者計画(育成を含む)に関する事項

(7) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

2. 指名報酬委員会は、職務執行に必要な事項に関して、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を求めることができる。

(取締役会への報告)

第11条 委員長は、指名報酬委員会の職務の執行の状況を取締役に遅滞なく報告しなければならない。ただし、委員長が当該事項を取締役の全員に対して通知したときは、取締役会において報告することを要しない。

(指名報酬委員会への報告の省略)

第12条 取締役等が、指名報酬委員会の全員に対して指名報酬委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を指名報酬委員会において報告することを要しない。

( 議事録 )

第 1 3 条 1 . 指名報酬委員会の議事の経過および要領は、これを議事録 ( 電磁的記録を含む。以下同じ。 ) に記載し、出席した取締役がこれに記名押印 ( 電子署名を含む。 ) する。

2 . 議事録は、指名報酬委員会の日から 1 0 年間、本店に備え置く。

( 事務局 )

第 1 4 条 指名報酬委員会に事務局を置く。事務局は、秘書室がこれにあたり、委員長の指示により会議の招集を行い、事務処理および議事録の作成を担当する。

( 本規程の改廃 )

第 1 5 条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。ただし、この規程の本質的な内容の変更を伴わない軽微な変更については、総合企画部担当役員が決裁することが出来る。

( 付則 )

本規程は、平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日より実施する。

以 上